

本日は、大変お忙しい中、多くの皆様方にご出席いただきまして、誠に有難うございます。

さて、ご承知のとおり先月21日に中国電力から県及び松江市に対しまして、安全協定第6条の規定に基づき、「2号機の新規制基準の適合性確認のための申請を原子力規制委員会に提出したい」としまして、事前了解の願いがありました。

この中国電力からの事前了解の申し入れに対しまして、県としましては、次のように考えておりますが、本日、中国電力からの説明を皆様が聴取していただきまして、皆様方のご意見をこの会合でお聞きしたいと考えております。

現段階で県が考えております手続きは、次のように二段階で進めてはどうか、というものであります。

まず、今回、中国電力が原子力規制委員会に申請すること自体を了解するか、の判断をいたしまして、次にそれを了解することとなりましたら、中国電力の申請に基づき原子力規制委員会の審査が行われ、そして審査が終わりますと、同委員会から審査結果の説明を受けた上で、改めまして、最終的に了解するかどうかの判断をしてはどうか、ということでございます。

それからこの原子力規制委員会の審査と再稼働の問題について、いろいろなご意見が寄せられておりますが、この点につきましては、次のように考えております。

原子力規制委員会は、安全審査と再稼働の判断は別のものだと繰り返し言うておられ、それは政府全体として決めるべきものだ、としておられるのですが、政府自体は再稼働に向けた手続きをどうするか、現段階では明らかにされておられません。

従いまして、再稼働の問題につきましては今回の審査の事前了解とは別に、政府の対応が明らかとなった段階で検討する必要があると考えております。

いずれにしましても、本日は、ご参加の委員の皆様方に、中国電力から島根原発2号機の安全対策等につきまして説明をお受けいただきまして、皆様方のご意見を頂戴したいと思います。

そして私ども県としましては、県議会あるいは周辺自治体の意見なども踏まえまして、最終的にどうするか、を判断させていただくこととしております。

本日は、委員の皆様におかれましては、活発な議論をお願い申し上げます。

また、委員でない一般の方々にも参加いただいております。ご意見や質疑の時間も取っておりますので、その時よろしくようお願い申し上げます。

以上、簡単でございますが、開会に当たりましての挨拶といたします。